

# 身体こうそくを 正しく行うための きまり

(身体拘束等の 適正化のための 指針 わかりやすい版)

令和4年4月1日  
社会福祉法人松原愛育会

## 1. 松原愛育会の 考え方

身体こうそくは、利用者の方の 行動の自由を できなくするものです。

松原愛育会では、身体こうそくを 行わないことを 目指します。

利用者の方の 安全や権利を 守るために 別の方法がある場合は、身体こうそくを 行いません。

## 2. 別の方法がないために 身体こうそくを行う場合

あなたへ 身体こうそくを行う場合は、「身体拘束適正化検討委員会」で 話し合います。

あなたへ 身体こうそくを行う場合は、あなたや家族などへ 説明をします。

あなたや家族などが 同意した場合に、身体こうそくを行います。

あなたへ 身体こうそくを行った場合は、行ったことを 記録します。

あなたへ 身体こうそくが必要なくなった場合は、すぐに取りやめます。

身体こうそくとは 次のことなどを言います。

(1) からだを 動かさないように 車いすやベッドに しばる

(2) 自分で ぬがないように 専用の服を 着てもらう



(3) ゆびを 動かさないように 手ぶくろを つけてもらう

(4) からだを 動かさないように 職員が おさえる

(5) きもちを落ち着かせるために くすりを たくさん のんでももらう

(6) へやから 出られないように かぎをかける

(7) ころんでけがをしないように ぬげないヘッドギアを かぶってもらう



## 3. 身体こうそくを 正しく行うための 取り組み

① 職員が 1年に1回以上 「身体拘束適正化検討委員会」で 話し合います。

② 職員が 1年に1回以上 研修に参加します。

## 4. このきまりの はりだし

このきまりは、施設の中や ホームページで 見ることができます。

あなたが くわしいきまりを 見たいときは、職員が 見せます。

